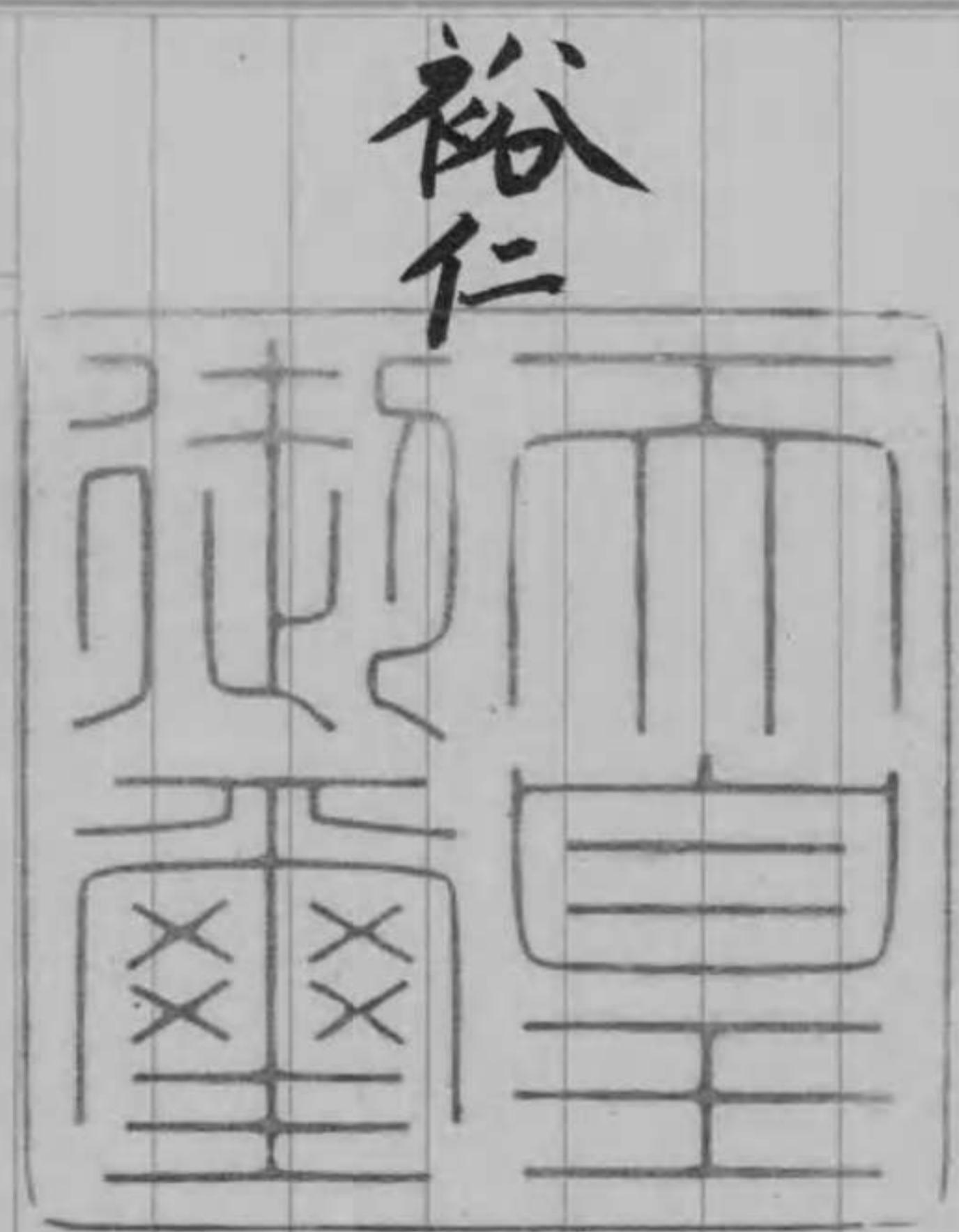


奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。



昭和二十八年十二月二十四日

内閣総理大臣 吉田茂

内閣總理大臣

政令第四百号

奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）附則の規定に基き、この政令を制定する。

奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の施行期日は、昭和二十八年十二月二十五日とする。

内閣

内閣總理大臣 吉田 塔
法務大臣 犬養 健
外務大臣 冈崎勝男
大藏大臣 小笠原作
文部大臣 大塚文雄

文部大臣

大藏大臣

外務大臣

農林大臣

内閣総理大臣

文部省
内閣總理大臣
官房

厚生大臣

農林大臣

保利茂

商産業大臣

運輸大臣

石井芳次郎

郵政大臣

塙田十一郎

農林大臣

新田一平

郵便大臣

小林義重

工商業大臣

鶴見春吉

農林大臣

栗原信太郎

農業大臣

山本義之

勞働大臣

小坂義正

建設大臣

戸原九一郎